

総 税 都 第 61 号
令和 5 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 } 殿
(税 務 主 管 課、市 区 町 村 担 当 課 (税 務 担 当))

総務省自治税務局都道府県税課長

消費税及び地方消費税の確定申告における期限内納付等に
関する広報・周知について（依頼）

消費税及び地方消費税の確定申告についての、地方団体の税務署等への協力については、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」（平成 9 年 3 月 21 日付け自治税企第 10 号自治省税務局長通知）（別添 1）等を踏まえ、実施いただいているものと存じます。

消費税及び地方消費税の令和 5 年分の確定申告においては、令和 5 年 10 月 1 日より消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されたことにより、適格請求書発行事業者の登録を受け、初めて消費税及び地方消費税の申告・納付を行う納税者が多数存在するものと考えられます。

そのため、このような納税者が納付手続を円滑に行い、期限内納付が行われるために、下記のとおり、適切にご対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、市区町村において適切な対応がなされるよう、適切に助言いただくようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 消費税及び地方消費税の納付手続及び期限内納付に関する広報・周知

納税者が各地方団体へ来庁し、確定申告書を提出する際等に、消費税及び地方消費税の納付手続及び期限内納付に関する広報・周知を行っていただきますようお願いいたします。

広報・周知に当たっては、消費税及び地方消費税の納付においては税務署か

ら納付書の送付等がないこと等、初めて納税を行う者が誤認しやすい点を納税者に伝えるなど、効果的な広報・周知について、必要に応じて税務署等とご相談ください。

2 広報・周知に使用することが可能な資料

① 「納付の期限等のお知らせ」リーフレット（別添2）

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/noufukigen.pdf>

② 「電子納税利用推奨用」リーフレット（別添3）

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0023008-120_01.pdf

なお、上記のほか、国税庁ホームページにより、消費税の課税事業者となった納税者向けの案内も行われています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a07>

○国と地方団体との税務行政運営上の協力について

(平成九年三月二十一日、自治税金第一〇号)
各都道府県知事あて、自治省税務局長

標記の件については、昭和二十九年の「国と地方団体との税務行政運営上の協力について（昭和二十九年九月二十日自乙府発第百九十五号）」をはじめとする通達に基づき円滑かつ適正な実施が図られているところですが、本年四月から地方消費税が施行されることから、その賦課徴収等の円滑かつ適正な執行を図るとともに、国、地方を通ずる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を一層図るため、今回、自治事務次官と国税庁長官との間で別添1のとおり了解されたので、その趣旨をご理解の上、その徹底を図り、相互協力の遺憾のないように願います。

また、管下市（区）町村に対してこの旨周知徹底を図り、相互協力の遺憾のないよう指導されるよう願います。

なお、このことについては、国税庁長官から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて、別添2のとおり通達されているので申し添えます。

(別添1)

国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項

(平成九年三月二十一日、
国税庁長官、自治事務次官)

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、その円滑な実施が図られているところであるが、本年四月から地方消費税が施行されることから、その賦課徴収等の円滑かつ適正な執行を図るとともに、国税と地方税は密接に関連していることから、地方消費税にとどまらず、国、地方を通ずる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を更に一層図るため、この度下記事項について了解することとし、それぞれ国税局及び税務署、都道府県及び市（区）町村に対し、その趣旨の周知徹底を図るとともに、指導を徹底することとする。

記

1 国、都道府県及び市（区）町村は、税務行政の運営に当たって、昭和二十九年の「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項」及びその後の国税庁と自治省との間の了解事項に基づき、国税及び地方税の賦課徴収に関する資料及び情報の収集、交換、納税相談、申告書の收受その他執務上の必要な相互協力をなお一層推進し、その適切かつ円滑な実施を図るものとする。

なお、このことについては、国税局及び税務署と都道府県及び市（区）町村は、地区税務協議会等において相互に確認するものとする。

2 国、都道府県及び市（区）町村が更に相互に協力すべき事項は次のとおりとする。

(1) 所得税、住民税及び個人事業税に関する申告説明会の開催、税務広報、申告書用紙の送付、申告書用紙の備付け、申告書の收受及び納税相談については、既に、国、都道府県及び市（区）町村間において、地区税務協議会等で協議の上相互協力が図られているところであるが、国、地方を通ずる税務行政運営上の協力の趣旨に則し、今後とも一層適切かつ円滑な推進に努めるものとする。

(2) 消費税・地方消費税に関しては、次のとおりとする。

ア 申告説明会の開催

国及び都道府県は、市（区）町村の協力を得ながら、個人事業者の消費税・地方消費税の申告説明会を行うこととし、その開催方法、時期等については、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

イ 税務広報の推進

国及び都道府県は、市（区）町村の協力を得ながら、広報誌等各種広報媒体の活用、広報資料の窓口への備付け等により、消費税・地方消費税の広報宣伝を行うこととし、その際、特に、以下に掲げる事項について納税者等に周知徹底するよう万全を期すものとする。

(ア) 地方消費税の賦課徴収等は、納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国が委託を受けてこれを行うこととなっ

ていること。

(イ) 地方消費税の申告・納税は、当分の間、税務署に対して行うこと。

(ロ) 消費税と地方消費税の申告書が一本化されており、消費税・地方消費税の申告書には消費税と地方消費税に関する事項の両者を必ず記載すること。

(ニ) 地方消費税は、当分の間、消費税の納付の例により消費税と併せて納付しなければならないこと。

ウ 申告書用紙の備付け

個人事業者の消費税・地方消費税の申告書用紙、説明書等については、都道府県の窓口へ備え付けるものとし、その具体的な取扱については、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

エ 申告書の收受

個人事業者の消費税・地方消費税の申告書の收受については国において行うこととされているが、地方消費税が道府県税であることから個人事業者である納税者が消費税・地方消費税の申告書を都道府県の窓口へ持参することも予想されるので、納税者の便宜を考慮して、都道府県においても可能な範囲で收受するものとし、申告書の保管、税務署への引渡等の具体的な取扱については、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

オ 納税相談

国と都道府県は、個人事業者の消費税・地方消費税の納税相談について相互に協力するものとし、その具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

なお、国は、都道府県に必要な研修について協力するものとする。

3 国、都道府県及び市(区)町村は、適正公平な課税の実現を図るため、国税、地方税の賦課徴収に関する資料、情報の収集、交換等について、より一層緊密に協力し、その適切かつ円滑な実施を図るものとする。

(1) 地方税の賦課徴収に必要な国税関係書類の閲覧及び記録又は書面照会(以下「閲覧等」という)の対象とする国税関係書類及び国税の賦課徴収に必要な地方税関係書類の閲覧等の対象とする地方税関係書類は、既往の自治省と国税庁との間の了解事項に規定する関係書類とするが、その関係書類の閲覧等の方法、時期等に関する具体的な取扱いについて、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うこととする。

(2) 税務当局に係る資料情報以外のもので国税及び地方税の賦課徴収上有効なものが存在することにかんがみ、国、都道府県及び市(区)町村はそれぞれこれらの収集に努めることとし、そのため必要な相互協力を行うものとする。

4 国、都道府県及び市(区)町村は、より適正公平な課税の実現を図るため、国税、地方税の各税法に基づき税務調査の充実に更

に努める。このため、必要に応じ資料情報の収集交換その他必要な相互協力を行うこととする。

5. その他国税と地方税相互間の税務協力については、今後ともなお一層の協力体制を推進拡大すべきものであるため、国、都道府県及び市(区)町村は、地区税務協議会等の一層の活性化、その他執務上必要な相互協力を推進し、適切かつ円滑な事務運営を図るものとする。

(別添2)

国と地方団体との税務行政運営上の協力について

(平成九年三月二十一日 官総518(例規) 課所511課資512
課法116課消314課科215課評113徴管112徴収113
各關稅局長 沖田國稅事務所長あて 國稅庁長官)

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、昭和二十九年九月二十日付官総11212「税務運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項について」をはじめとする通達等に基づき円滑な実施が図られているところであるが、今次、地方消費税が施行されることから、その円滑かつ適正な執行を図るとともに、国税、地方税を通ずる税務行政の効率化と適正な執行の確保を更に一層図るため、自治省との間で別添1のとおり了解したので、その趣旨の周知徹底を図るとともに、地方団体と十分協議を行い、了解事項等に從って相互協力を一層強化し、税務行政の適切な執行に努められたい。

なお、自治省から各都道府県知事あてに別添2のとおり通達されているので、申し添える。

令和5年分

確定
申告

納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和6年 3月15日(金)	令和6年 4月1日(月)
振替日 振替納税をご利用の場合	令和6年 4月23日(火)	令和6年 4月30日(火)
延納分 延納をご利用の場合 ※納期限と振替日は同じです。	令和6年 5月31日(金)	CHECK!! 

納付額のメモに
ご利用ください

円

円

注意 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付は納付書のいらない
簡単・便利な振替納税を
ご利用ください!

振替納税って
どうやるの?

振替納税の利用方法や
その他のキャッシュレス納付
方法は **裏面へ!!**



既に振替納税を利用されている方へ

- 振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。
- 転居等により所轄税務署が変わった場合は、「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の提出又は新たに振替納税の手続きを行ってください。

申告所得税及び復興特別所得税には「延納」がご利用できます

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

1回目	令和6年3月15日(金)まで (振替納税利用の場合:令和6年4月23日(火))	納付すべき税額の2分の1以上納付
2回目	令和6年5月31日(金)	残りの税額の納付

※ 延納期間中は利子税がかかる場合があります。

延納については
こちら

振替納税のメリット

1 簡単!

- 初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- 毎年継続して利用可能!

2 便利!

- 振替日に預貯金口座から自動で引き落とし!
- 納付を忘れる心配なし!

※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

利用方法

- ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書)
- ✓ 提出方法 | ①オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する
②書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する
- ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和6年3月15日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和6年4月1日(月)

振替納税についてはこちら



スマホからの提出方法についてはこちら



ほかにあります! 簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付



納付書がなくても
納付できるんだね!!



キャッシュレス納付
についてはこちら



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁
ホームページへ



税務署 電話受付時間

8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。





国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

令和6年4月から
国税のダイレクト納付
 (e-Taxによる口座振替)が
ますます便利になります!

申告データ送信に合わせて、口座引落としによる納付をあらかじめ設定することができますようになります。

国税の納付手続は
 こちらから



使ってみると便利です!
キャッシュレス納付!

💡 **キャッシュレス納付の3つのメリット!**

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
 事前に届出をした預貯金口座から、口座
 引落としにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
 など納付の機会が多い方、ご自身で振替
 日を指定したい方

**インターネットバンキング
 による納付**

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
 する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
 決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
 自動で口座引落としにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
 ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
 スマホ決済アプリ(Pay払い)により納付
 する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

令和5年4月から

**地方税のお支払いが
 簡単・便利になりました!**

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
 スマホ決済アプリが利用できます。
 ※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
 いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は
 こちらから






キャッシュレス納付の一覧表

よくあるご質問 Q&A

国税		キャッシュレス納付の種類	対象税目※1	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 総合案内	
	インターネットバンキングによる納付	全税目		
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)		
	クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目		

※1 一部の手続において、ご利用できない税目があります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

地方税		キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例: 固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)、その他税目 ※2	 地方税お支払サイト	
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3 ・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税		 eLTAX地方税ポータルシステム

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱が開始されます。

eLTAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。

詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？
- A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出してください。
-
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？
- A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は**1か月程度**で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は**1週間程度**で利用可能となります。
-
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。
- A3** 毎月納付する**源泉所得税**をはじめ、**申告所得税や法人税**など**幅広い税目**で利用できます。
-
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？
- A4** **手数料を支払う必要はありません。**

地方税お支払サイトについて

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
- A1** 地方税お支払サイトでは**クレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替**等を利用できます。各種**スマホ決済アプリ**でのお支払も利用できます。
-
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
- A2** お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、**地方税お支払サイトにアクセス**してください。各種スマホ決済アプリの場合は、**アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払い**ください。
※「feL-QR」(QRコード)、「feL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
-
- Q3** いつ利用できますか？
- A3** 地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。)
-
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要はありますか？
- A4** **原則、手数料を支払う必要はありません。**ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。